

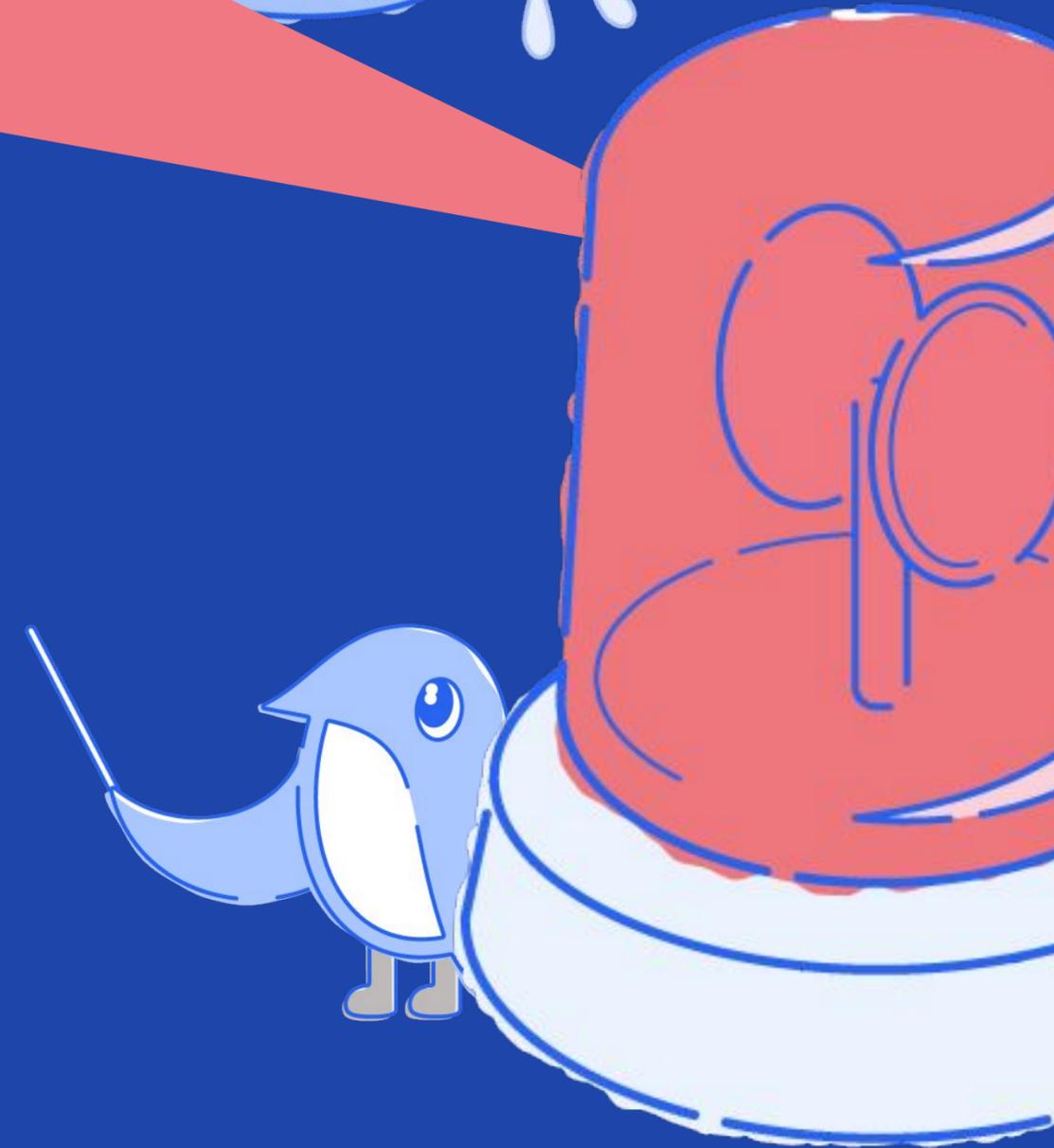
年末調整が**超**大変に!?

← free

【税理士監修】令和7年度の

税制改正

緊急解説ガイド



本資料について

2025年の税制改正では、「103万円の壁」「100万円の壁」など、年収ラインに関する制度が大きく見直されます。これらの変更は、**企業の労務業務に直接影響を及ぼす内容**であり、対応を後回しにすれば、制度施行時に慌ただしくなることは避けられません。

本資料では、数ある税制改正項目の中から、**特に実務負担が大きくなるテーマを優先的に取り上げています。**

「“103万円の壁”引き上げのニュースは見るが、実際のところ実務にどのような影響があるかわからない」
「改正の情報を収集したいが、実務が忙しくてなかなか時間がとれない…」

こうした現場の声を踏まえ、**年末調整業務への影響や、企業として準備しておくべきポイントを整理**しました。**制度の変更点と実務のつながりがすぐに把握できる内容**となっていますので、ぜひご活用ください。

目次

本資料について、目次	P2
103万円の壁とは	P4
所得税103万円の壁の見直し	P8
住民税100万円の壁の見直し	P15
学生アルバイトへの対処	P19
改正の適用スケジュール	P27
会社員の所得を確定する作業 年末調整とは	P30
今年の改正で特に大変になるポイント	P33



本資料の監修者



税理士法人アトラス総合事務所

税理士、AFP

黒川 洋介

2005年より、資格の大原で税理士講座法人税法科の専任講師に従事。

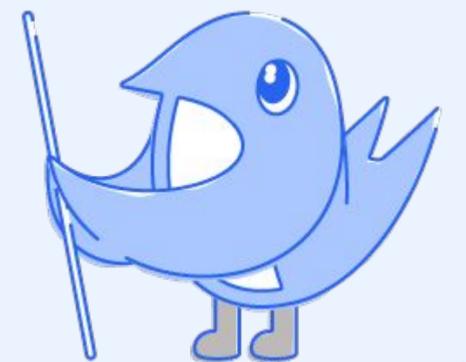
11年間勤務した後、2016年に税理士法人アトラス総合事務所へ入所。

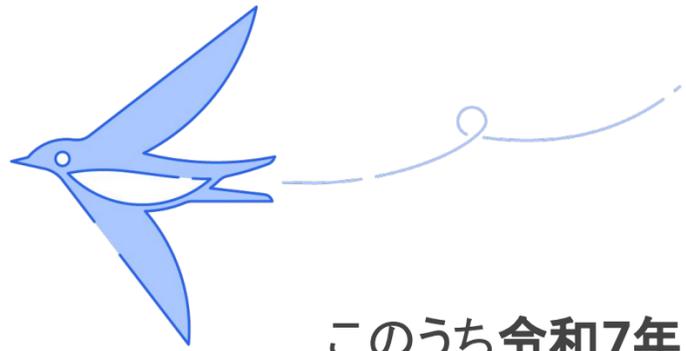
2021年に税理士登録。曙橋税法研究会会員。

共著として「図解 中小企業税制（令和6年版）」。

free主催の年末調整セミナー、インボイス制度や電子帳簿保存法に関するセミナー担当の実績あり。

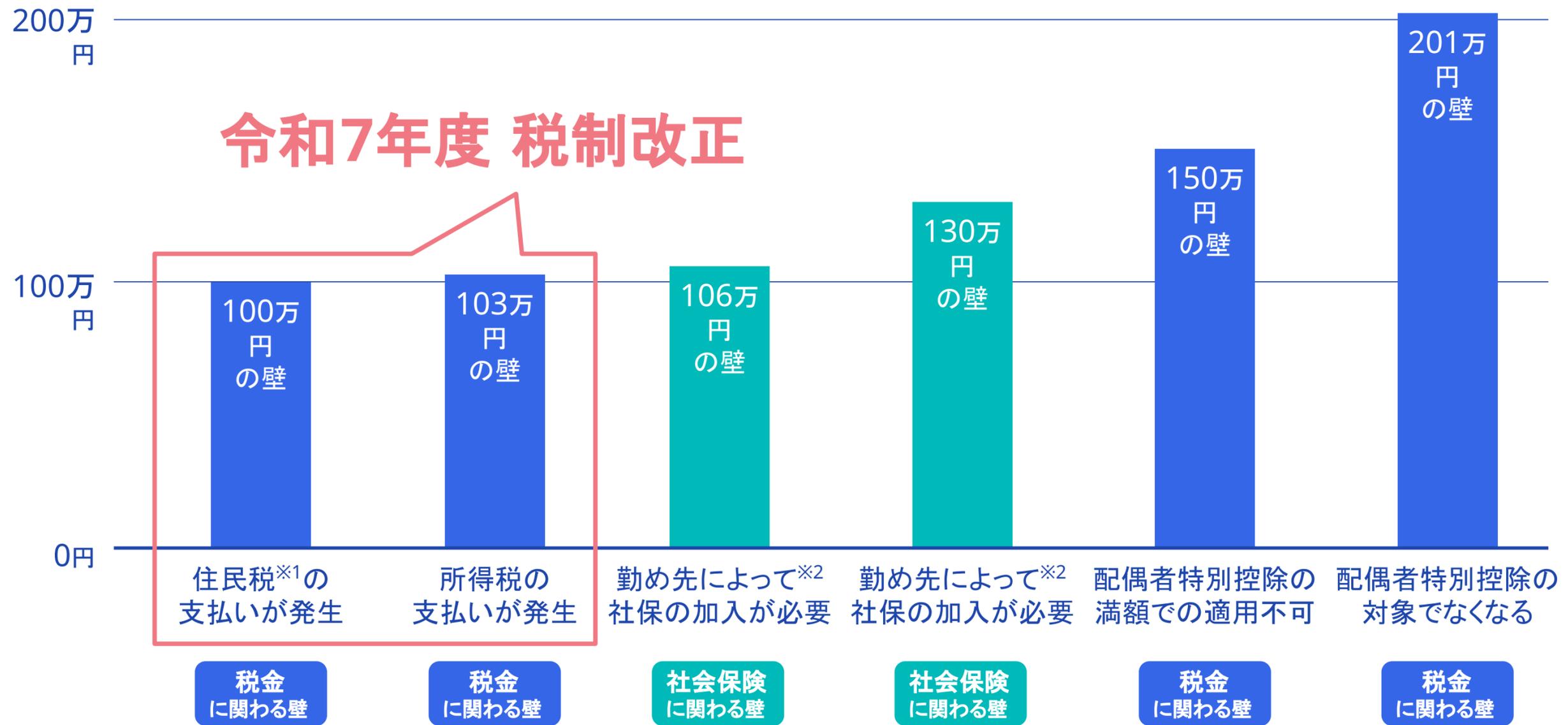
103万円の壁とは





年収の壁一覧

年収の壁には、税金に関わる壁と社会保険に関わる壁があります。本ガイドでは、このうち令和7年度 税制改正で見直しが行われる税金に関わる「103万円の壁」「100万円の壁」について解説します。



※ 参考:厚生労働省「年収の壁について知ろう」

※1 自治体によってはこの金額基準が少し異なります。

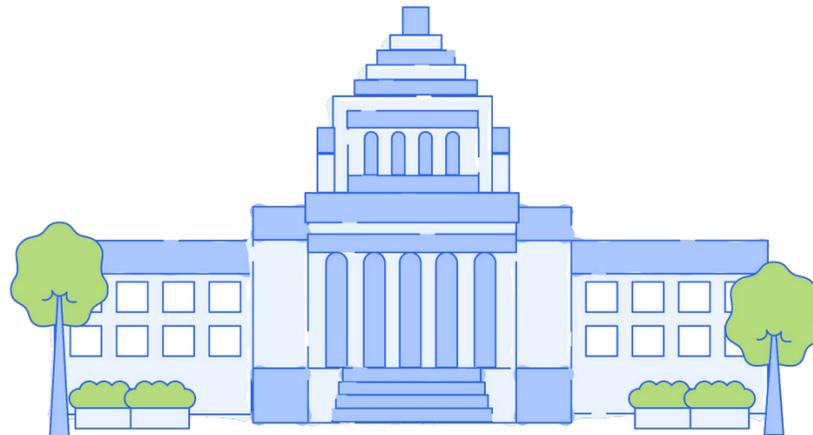
※2 勤め先の規模が従業員51人以上、月額賃金8.8万円(年収計算で約106万円)、週の労働時間が20時間以上の場合、健康保険・厚生年金保険への加入義務が発生いたします。

所得税と住民税の違い

所得にかかる税金には、国に納める「**所得税**」と、住んでいる自治体に納める「**住民税**」があります。

これらの税金は、会社勤めの方の場合、**会社を通じて納める** ケースが多いです。

所得税は**税務署**に対して納め、**住民税**は**従業員の居住している市区町村**に**会社を通じて納める** ことが一般的です。



所得税(国税)

納付先	納税方法
税務署	源泉徴収(給料から天引き) 年末調整 又は確定申告



住民税(地方税)

納付先	納税方法
1月1日時点で住所がある 市区町村	特別徴収(給料から天引き) 又は普通徴収(自分で納税)

給与所得者の「103万円の壁」のしくみ

$$\text{収入} - (\text{必要経費} + \text{基礎控除}) = \text{所得}$$

会社員

パート
アルバイト

会社員

パート
アルバイト

55万円 → 給与所得控除 48万円

ここに課税される

103万円の壁

「103万円の壁」は、従来から多くの給与所得者に意識されてきた**所得税のかかり始めのライン**です。

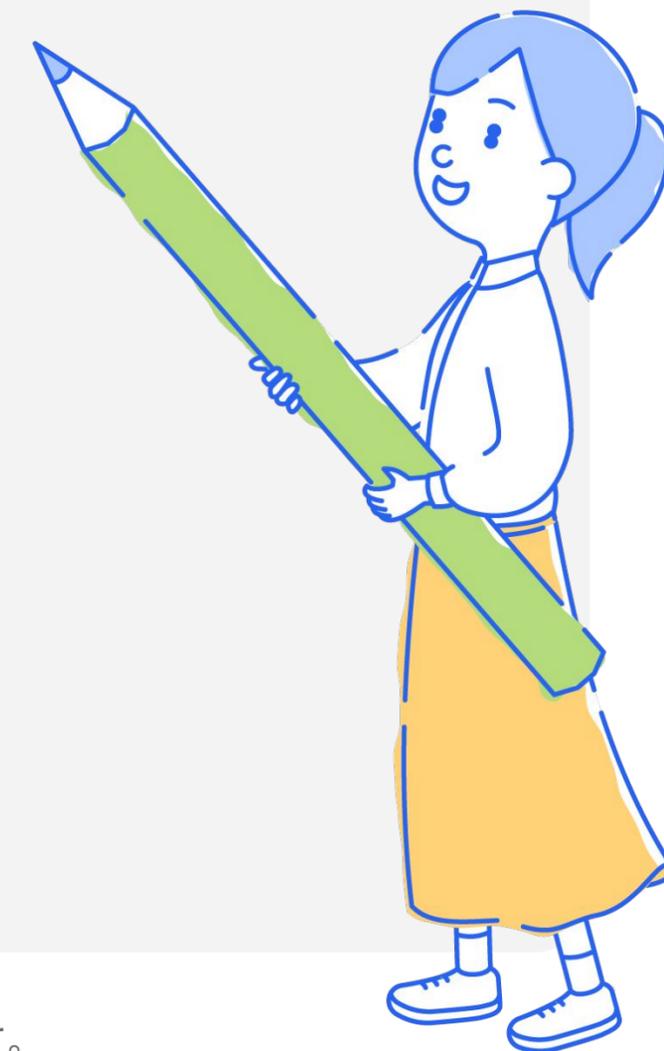
所得税は「収入 - (必要経費 + 基礎控除) = 課税所得」で計算されます。

基礎控除(48万円)は、原則すべての人に一律で適用される控除で、最低限の生活費に課税しないための制度です。

たとえば、年収が48万円以下であれば税金はかかりません。

会社員・パート・アルバイトなどの給与所得者には、通勤費や仕事用の服などの必要経費を想定して「給与所得控除(55万円)」が自動で適用されます。

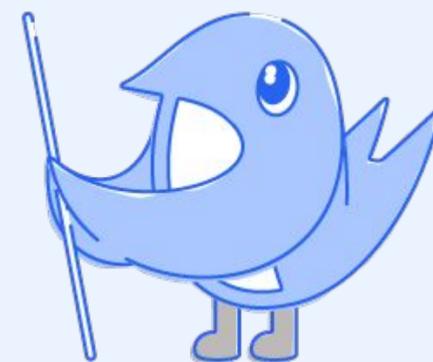
この2つを合計した「103万円」を超えた**所得に対して所得税が発生**する仕組みです。



注) 個人事業主は、実際にかかった経費を必要経費として申告する仕組みで、給与所得控除は適用されず103万円の壁は給与所得者に特有のものです。

※1 厚生労働省「社会保障審議会 生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成6年4月20日)」

所得税 103万円の壁の見直し



改正ポイント

令和7年度 税制改正では、**所得税**について以下の改正が行われます。

①給与所得控除の最低保障額の引き上げ(55万円→65万円)、つまり+ 10万円

↳給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられ、低収入の給与所得者がより多くの所得を非課税にできるようになりました。

②基礎控除の引き上げ(48万円→58万円)、つまり+ 10万円

↳原則すべての納税者に共通して適用される基礎控除が10万円増額され、より多くの所得を非課税にできるようになりました。

③基礎控除の特例の創設

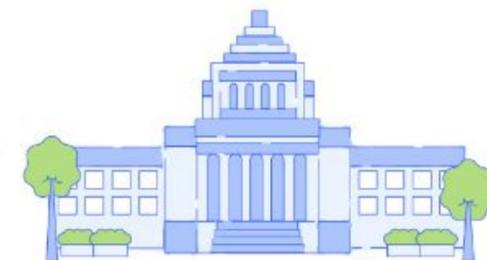
↳一定の所得以下の人を対象に、基礎控除額をさらに上乗せする「特例措置」が新設され、特に収入の少ない方の税負担軽減が期待されています。



103万の壁の見直しは、**所得税**の話です。



国に納税



所得税 (国税)

納付先	納税方法
税務署	源泉徴収 (給料から天引き) 年末調整 又は確定申告

自治体に納税

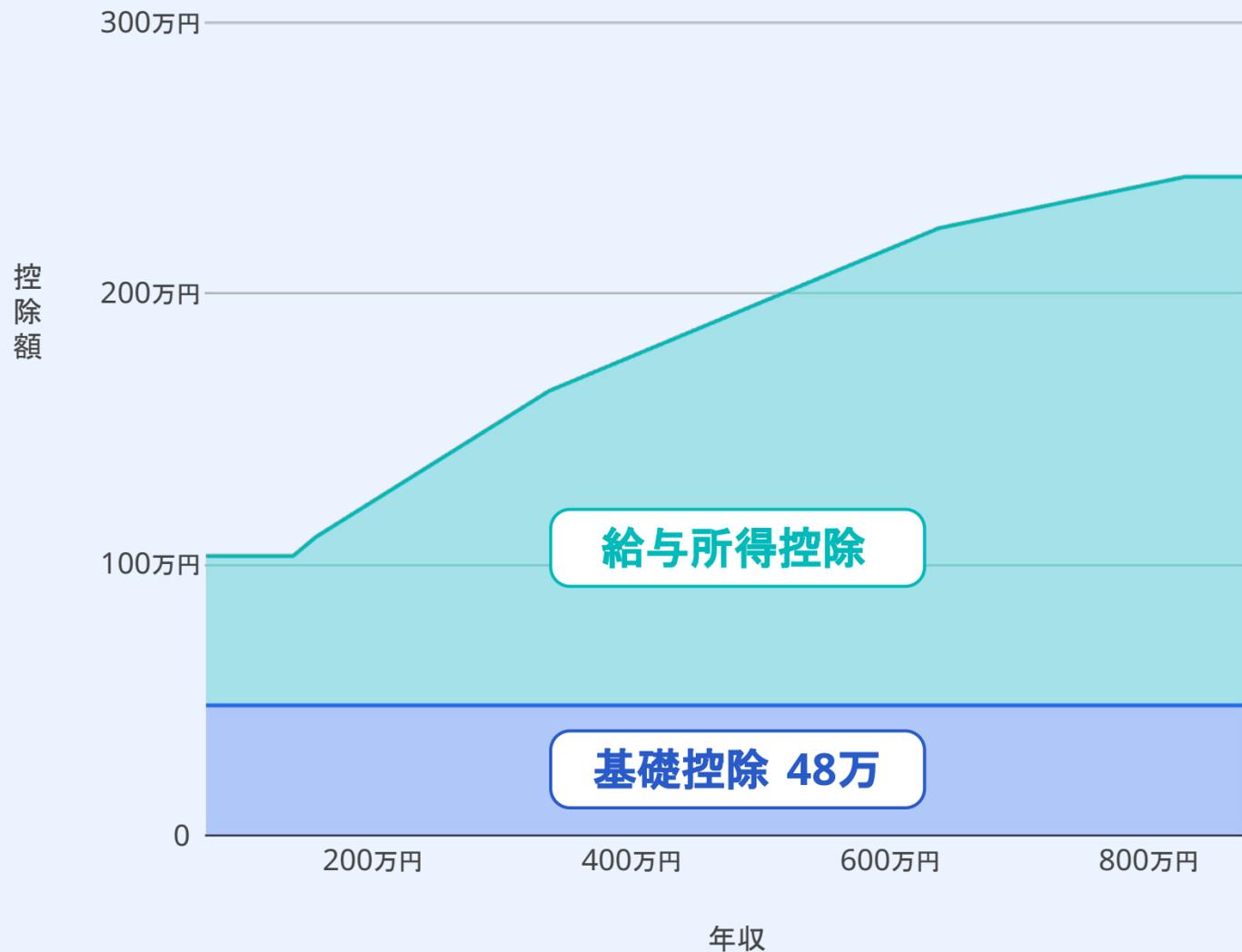


住民税 (地方税)

納付先	納税方法
1月1日時点で住所がある 市区町村	特別徴収 (給料から天引き) 又は普通徴収 (自分で納税)

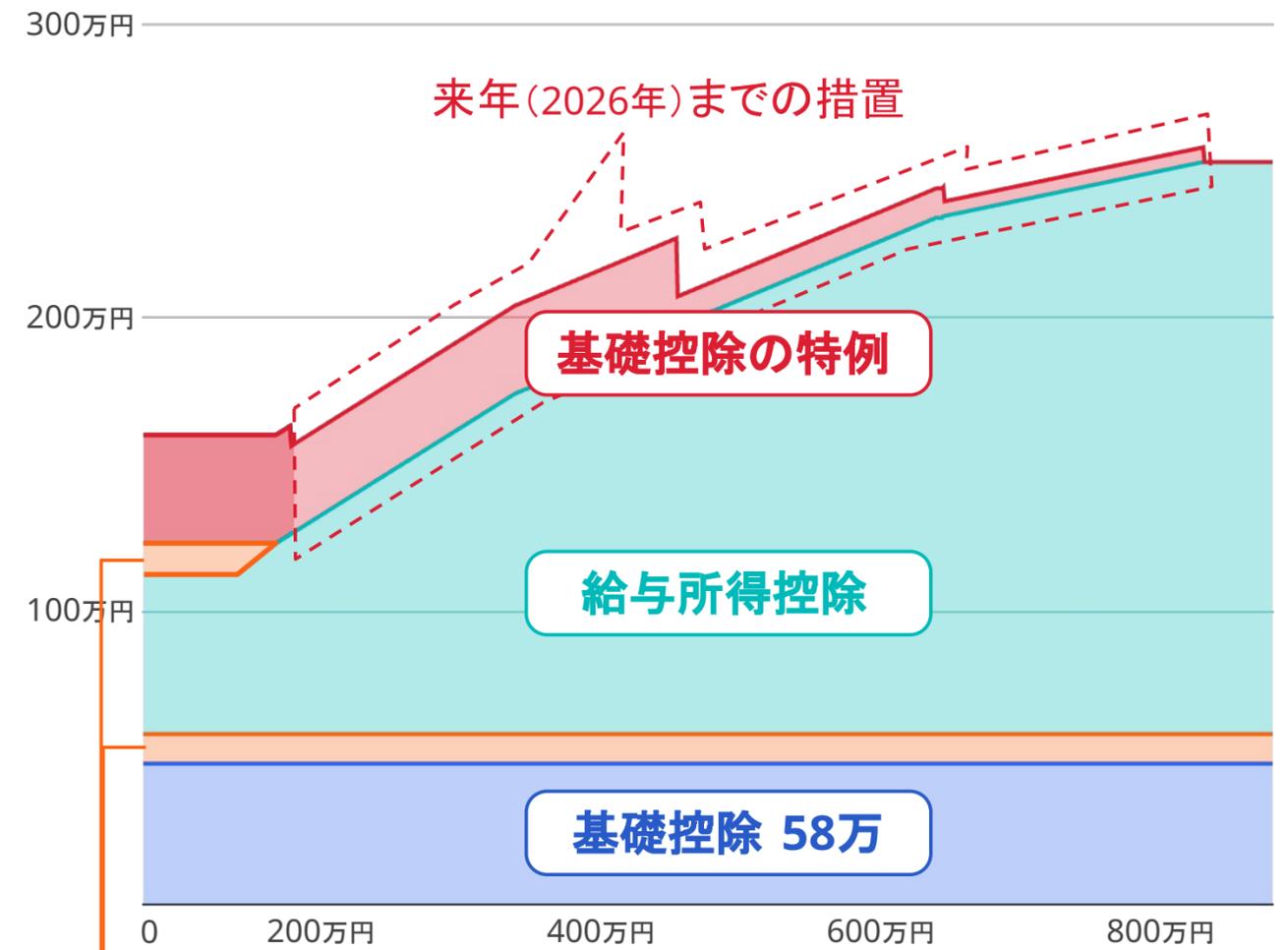
2024年まで

基礎控除は48万円、給与所得控除は年収162.5万円以下の方については55万円でした。年収が上がるにつれて給与所得控除額も増加しますが、一定の所得を超えると控除額は一定となる仕組みでした。控除額の合計が少ないため、**103万円を超えると所得税が発生**する制度設計となっていました。



2025年以降

基礎控除が58万円に、**給与所得控除の最低保障額が65万円**に引き上げられました。また、基礎控除は年収に応じた**段階的な特例(上乘せ措置)**が導入されました。年収200万円以下では恒久的な適用、年収200万円を超えると2026年までの2年間の適用となり、年収850万円を超えると上乘せがありません。



令和7年 税制改正大綱での決定事項 (2024年12月27日)

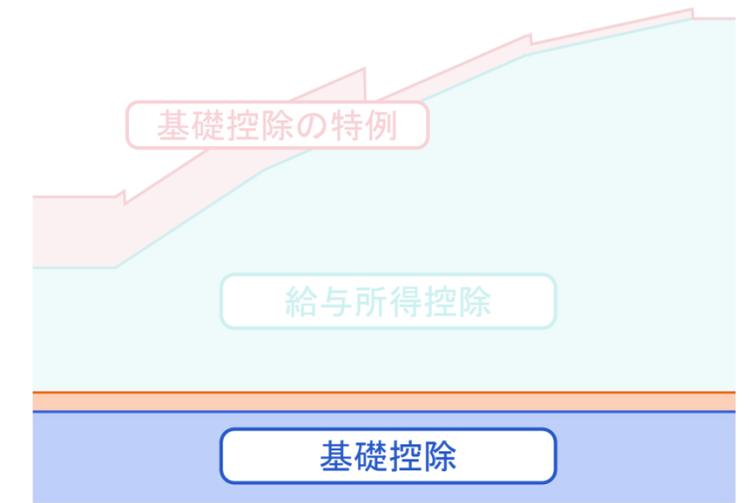
- ① 給与所得控除は55万円の最低保障額を65万円に引き上げる
- ② 基礎控除を10万円引き上げる

基礎控除の改正内容

今回の改正により、合計所得が2,350万円以下の方の基礎控除は、48万円から58万円に引き上げられました。これにより、多くの方が控除額10万円の増加となります。



改正前		改正後	
合計所得□額	控除額	合計所得□額	控除額
		2,350万円以下	58万円
2,400万円以下	48万円	2,350万円超～2,400万円以下	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円	2,400万円超～2,450万円以下	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円	2,450万円超～2,500万円以下	16万円



以下のグラフは、控除額の変化を示しています。
オレンジのラインが、改正後の控除額です。
 広い年収帯で基礎控除が10万円増えていることが分かります。

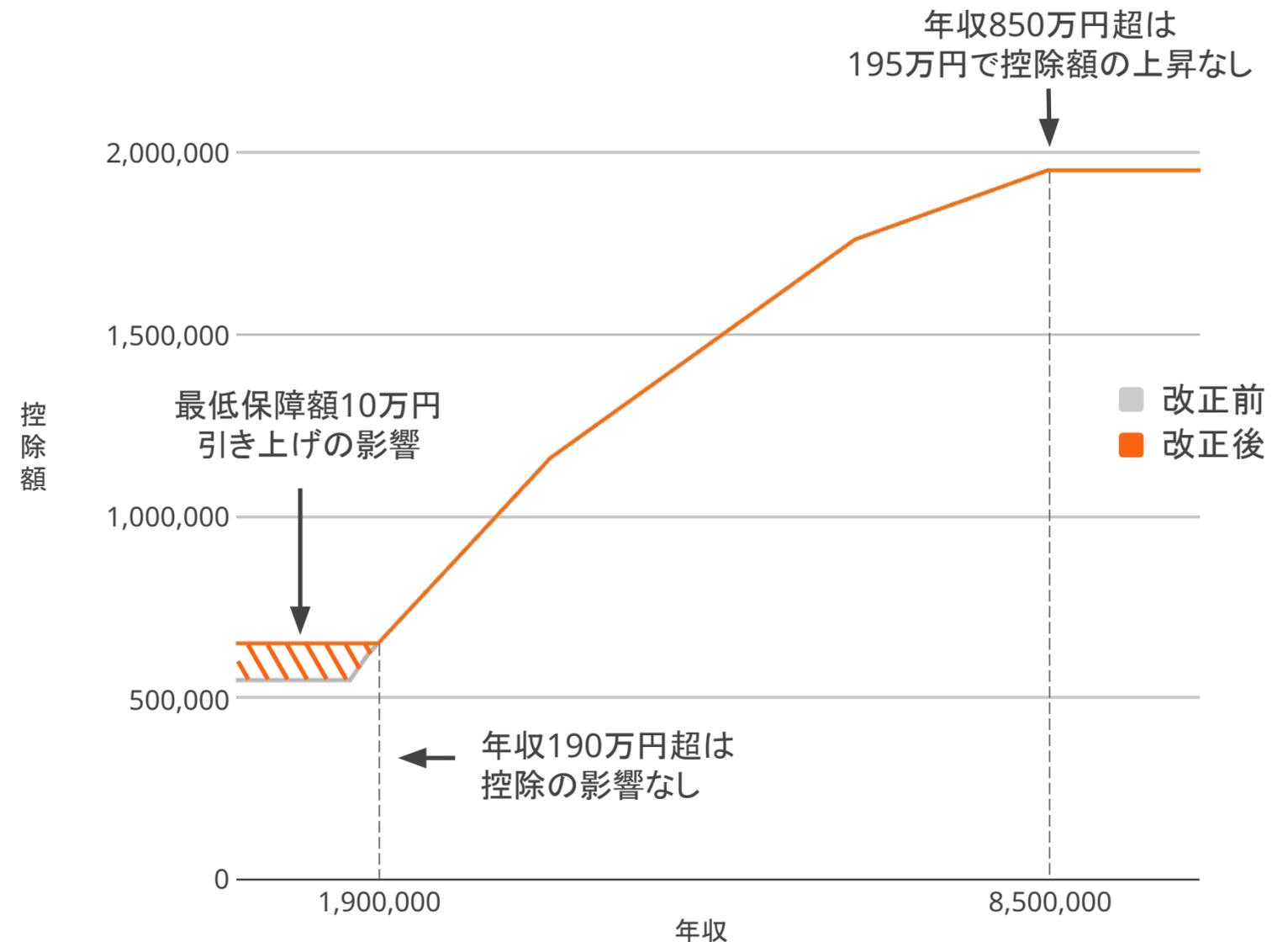


給与所得控除の改正内容

今回の改正で、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。特に、年収が190万円に満たない方は、控除額が増加することになります。一方で、年収が190万円を超える方については、今回の最低保障額の引き上げによる影響はありません。また、控除額は年収850万円で上限の195万円に達し、年収850万円を超えると控除が年収に比例せず定額となります。



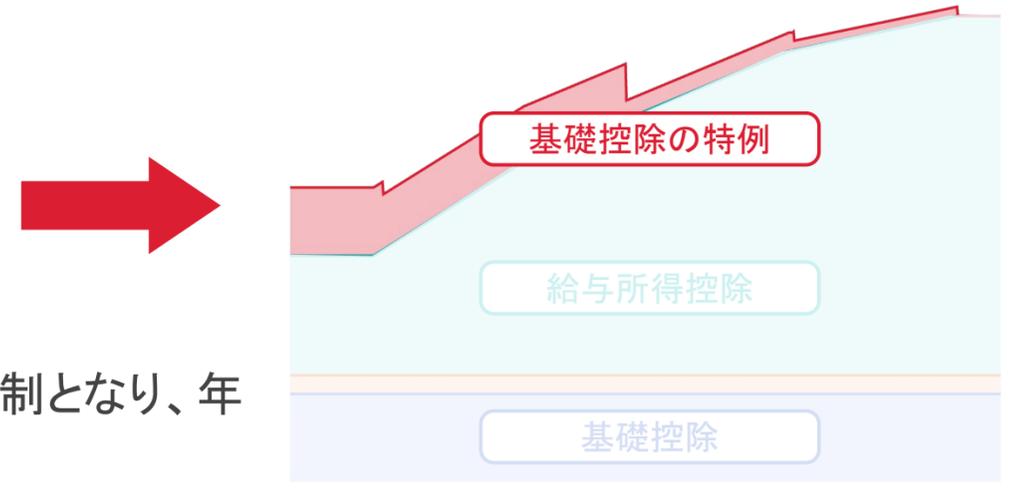
改正前	改正後
最低保障額	最低保障額
55万円	65万円



右のグラフは、控除額の推移を改正前後で比較しています。**オレンジのラインが改正後**で、低年収帯の控除が増えたことが示されています。

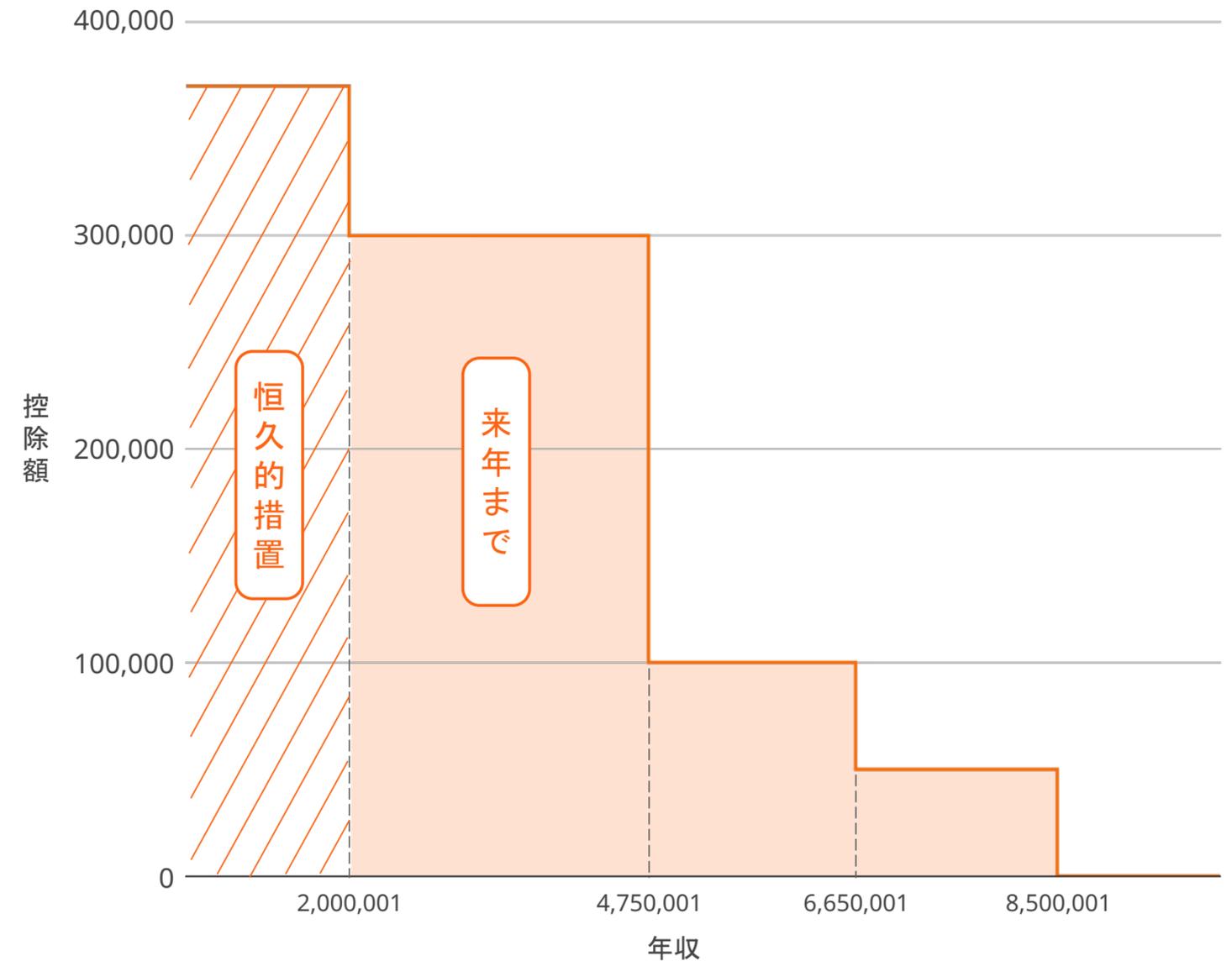
基礎控除の改正内容

今回の改正では、手取りを増やすことを目的に、**年収に応じた基礎控除の上乗せ特例が新設** されました。
 年収200万円以下の方については、**恒久的な措置**として37万円が追加で控除されます。
 一方、年収200万円を超える場合は、**2年間の時限措置**として年収に応じた上乗せ幅が3段階の定額制となり、
 年収850万円を超えると上乗せはありません。



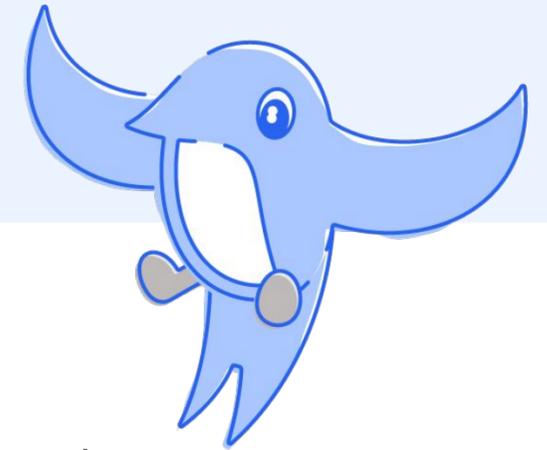
基礎控除の特例の創設

年収	上乗せ控除額	措置の期間
200万円相当以下	37万円	恒久的措置
200万円相当～475万円相当以下	30万円	2025年分 及び 2026年分
475万円相当～665万円相当以下	10万円	
665万円相当～850万円相当以下	5万円	

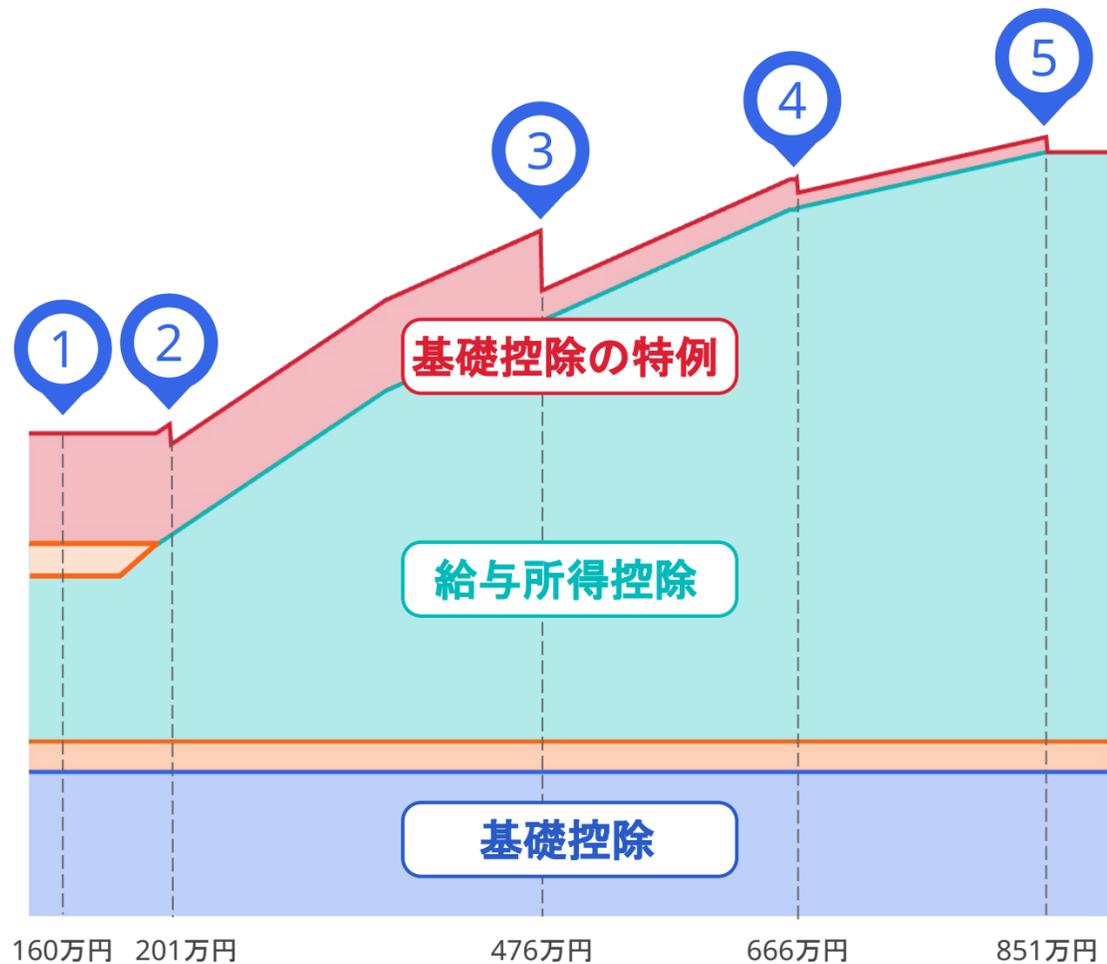


※ 出典: 2025年3月31日成立 所得税法等の一部を改正する法律

改正内容のまとめ



今回の改正により、所得税に関する「壁」は 103万円から160万円に引き上げられました。
 年収が160万円以下であれば、控除額の範囲内に収まり、所得税がかからない仕組みです。
 一方、社会保険の加入基準(年収 130万円)を超えると社会保険料の負担が発生 する点には注意が必要です。



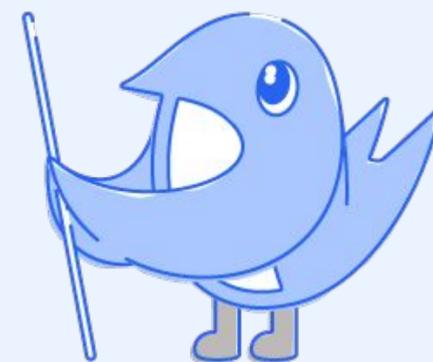
旧: 103万円の壁	収入 : ¥1,030,000 控除額: ¥1,030,000	基礎控除48万円に給与所得控除55万円を加えた103万円が壁となっていた。
------------	------------------------------------	---------------------------------------



①	160万円の懸念	収入 : ¥1,600,000 控除額: ¥1,600,000	課税最低限は160万円となるが、社保支払いがある場合は188万円となる ^{※1}
②	201万円の懸念	収入 : ¥2,000,001 控除額: ¥1,560,000	基礎控除の特例が37万円から30万円に下がり手取りが減少する可能性がある
③	476万円の懸念	収入 : ¥4,750,001 控除額: ¥2,070,000	基礎控除の特例が30万円から10万円に下がり手取りが減少する可能性がある
④	666万円の懸念	収入 : ¥6,650,001 控除額: ¥2,395,000	基礎控除の特例が10万円から5万円に下がり手取りが減少する可能性がある
⑤	851万円の懸念	収入 : ¥8,500,001 控除額: ¥2,530,000	基礎控除の特例の5万円の上乗せがなくなり手取りが減少する可能性がある

※ 出典: 2025年3月31日成立 所得税法等の一部を改正する法律
 ※1 出典: 自由民主党・公明党「基礎控除の特例の創設について(令和 7年2月28日)」

住民税 100万円の壁の見直し



改正ポイント

令和7年度 税制改正では、**住民税**について以下の改正が行われます。

①給与所得控除の最低保障額の引き上げ(55万円→65万円)、つまり+10万円

↳住民税の改正では、所得税と異なり、給与所得控除の最低保障額(55万円→65万円)引き上げのみが行われました。



100万の壁の見直しは、**住民税**の話です。



国に納税



所得税 (国税)

納付先	納税方法
税務署	源泉徴収 (給料から天引き) 年末調整 又は確定申告

自治体に納税

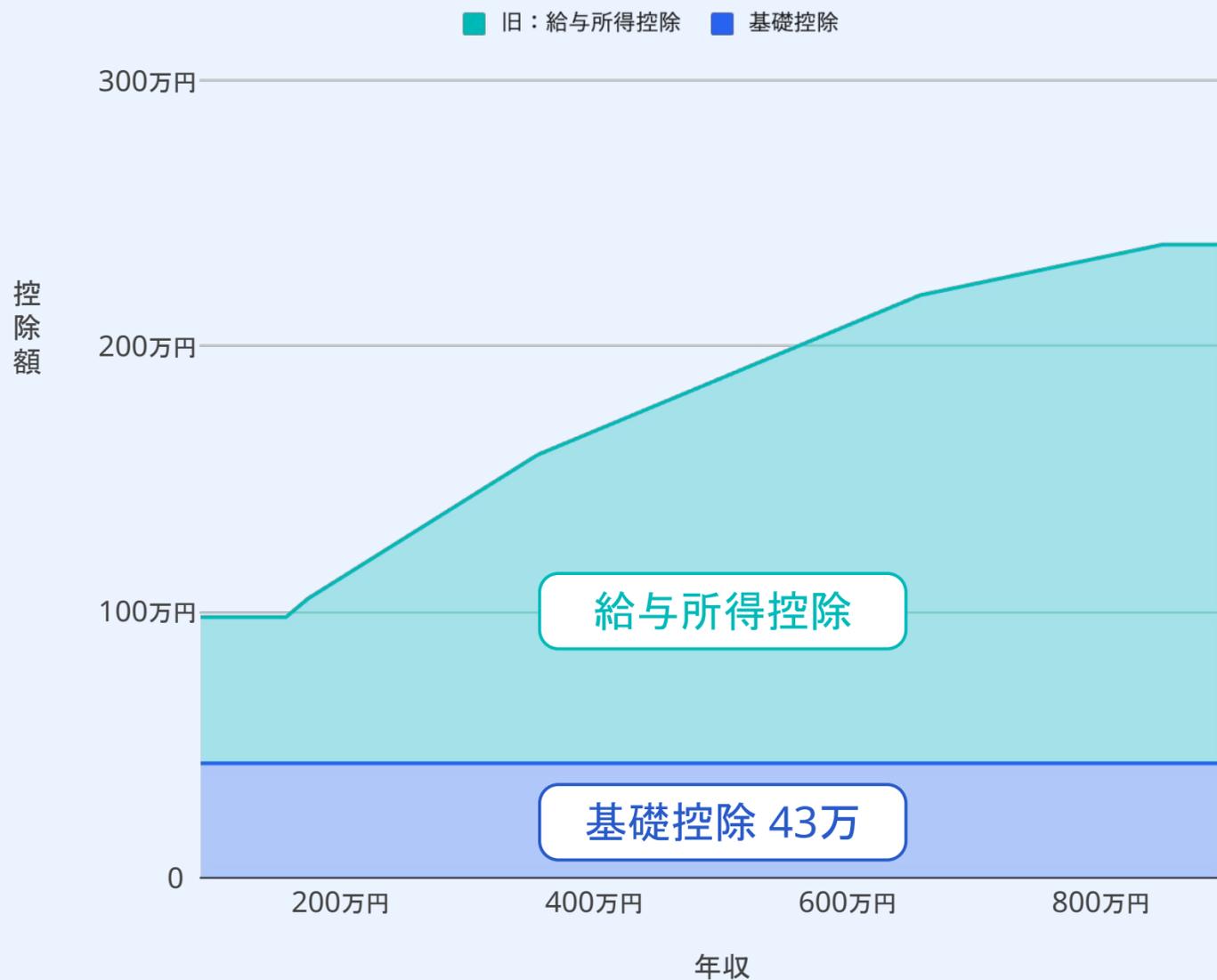


住民税 (地方税)

納付先	納税方法
1月1日時点で住所がある 市区町村	特別徴収 (給料から天引き) 又は普通徴収 (自分で納税)

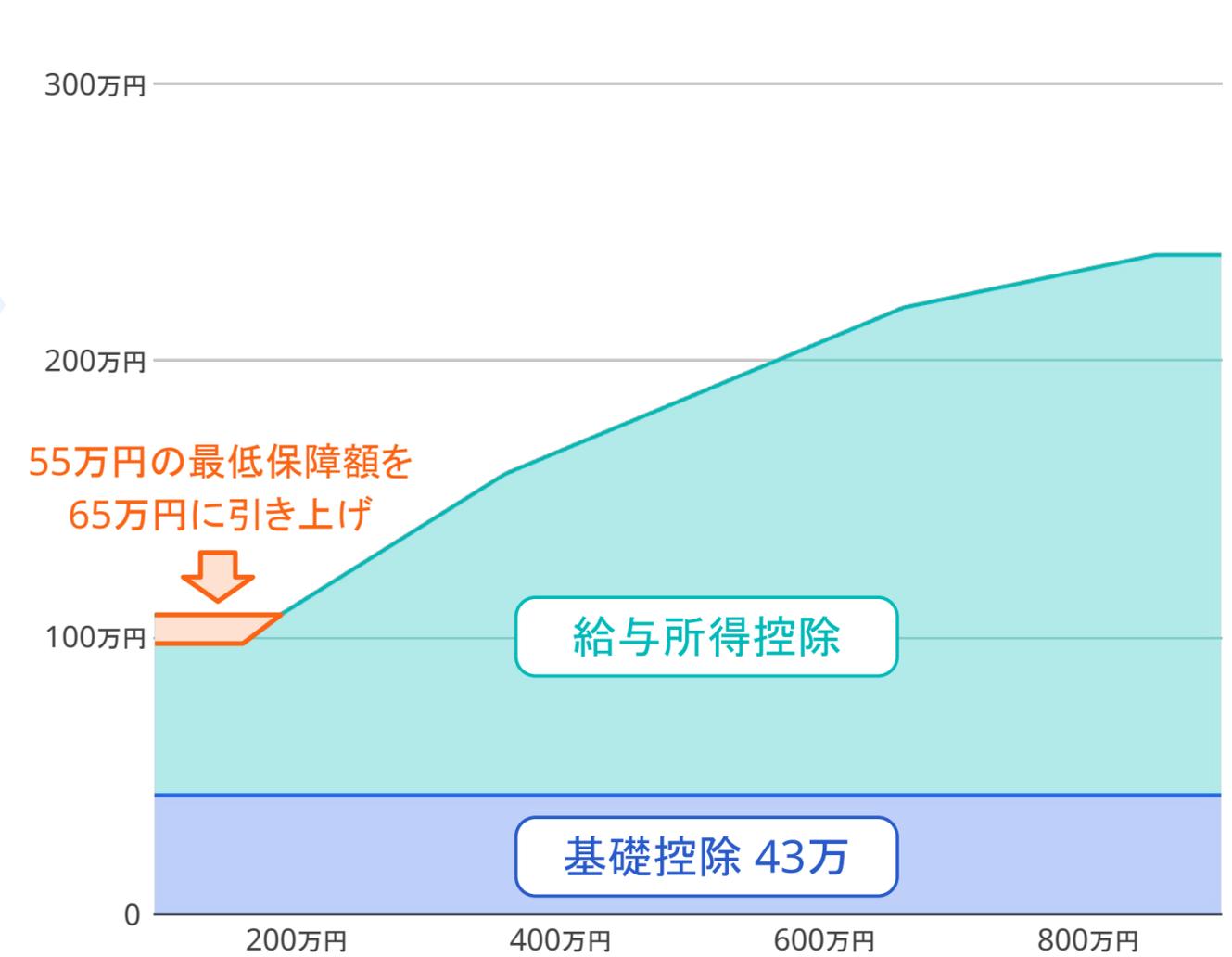
2025年まで

2025年までは、住民税における給与所得控除の最低保障額は55万円でした。年収が低くても、控除額は一律55万円が適用されていました。



2026年以降

2026年以降は、最低保障額が65万円に引き上げられます。これにより、年収190万円以下の方は控除額が拡大します。



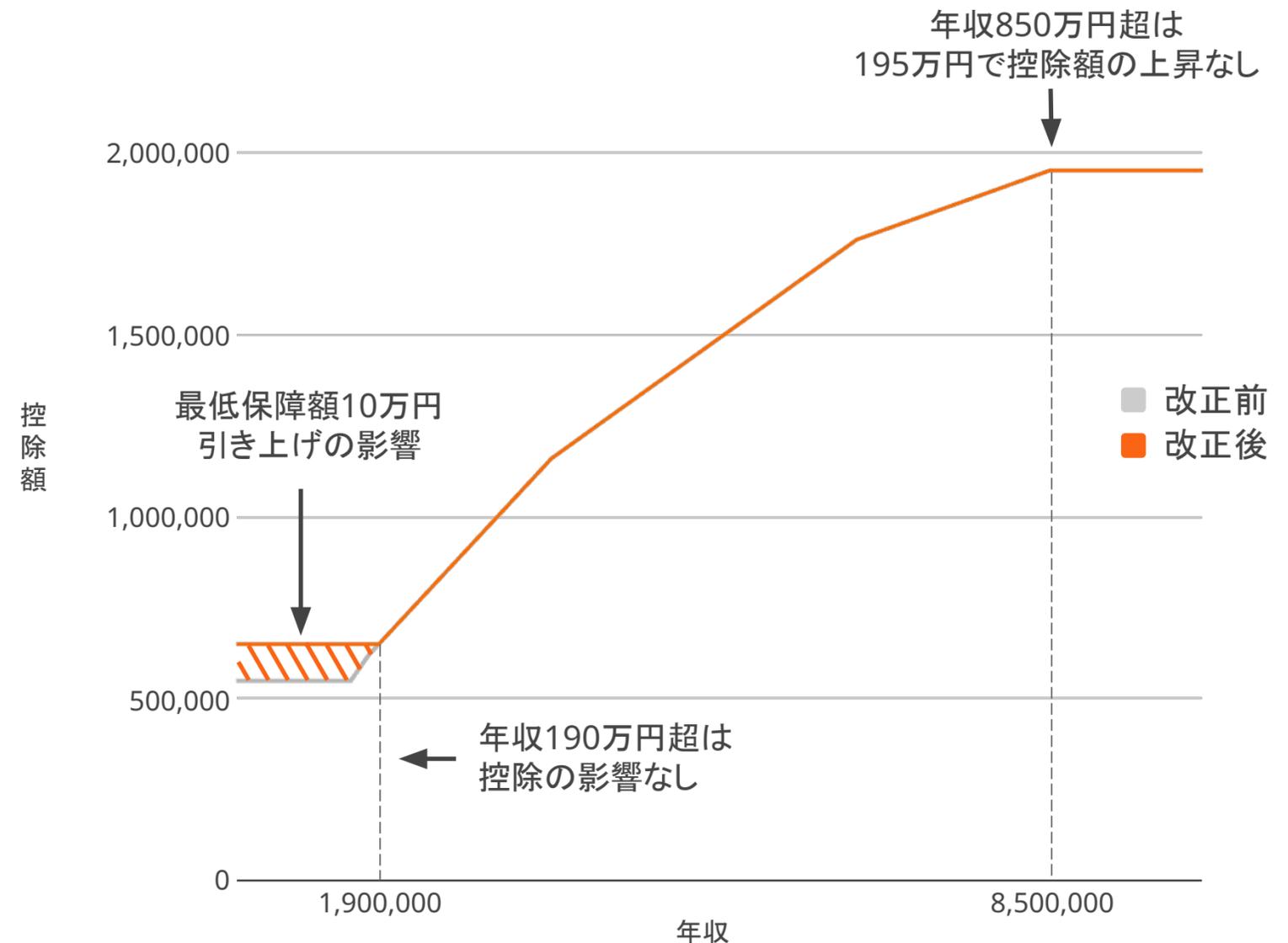
給与所得控除の改正内容

2026年以降、住民税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。これにより、年収190万円に満たない方は、控除額が増加することになります。

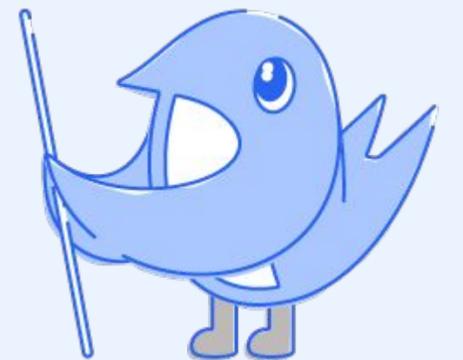


改正前	改正後
最低保障額	最低保障額
55万円	65万円

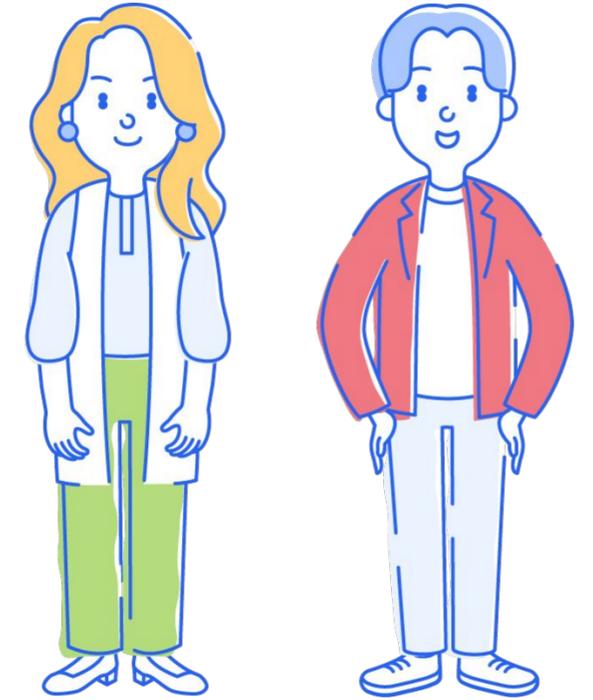
年収に応じた住民税の給与所得控除額の変化を示しています。
オレンジのラインが改正後の控除額で、年収190万円未満の層で最大10万円分増加していることが分かります。また、控除額は年収850万円で上限の195万円に達し、年収850万超では控除が年収に比例せず、定額となります。



学生アルバイトへの対応



改正ポイント



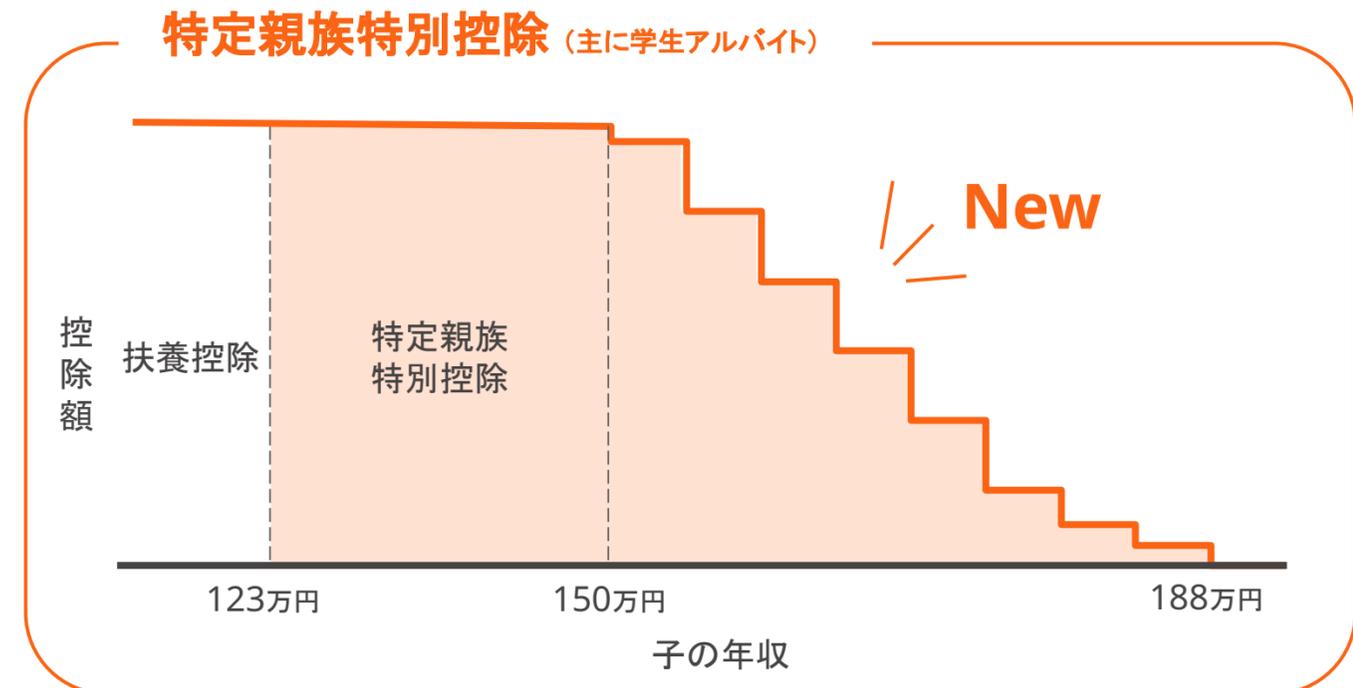
学生アルバイトにも影響、扶養控除の適用条件が緩和

今回の税制改正の注目点のひとつが、**学生アルバイト収入と扶養控除の関係**です。扶養控除は、家族を養う納税者の税負担を軽くする制度で、これまでは扶養される子の年収が**103万円を超えると、親は63万円の控除を受けられませんでした**。

今回の改正により、以下のように適用範囲が拡大されました。

学生世代が年収103万円(月収換算で約8.5万円)を超えても、すぐに扶養から外れることがなくなります。

年収	控除額
123万円以下	満額63万円の扶養控除を適用
123万超～188万円以下	特定親族特別控除 が適用され、控除額が段階的に減少(逓減)
188万円超	特定親族特別控除の適用外



特定親族特別控除の創設

これまでは、大学生など扶養されている子の年収が103万円を超えると、親は63万円の扶養控除を受けられませんでした。今回の改正により、**19歳以上23歳未満の子の給与収入が150万円までなら控除が満額適用**され、**150万円超～188万円までは段階的に控除が逡減**する新制度が創設されました。



	改正前		改正後	
	親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
	所得金額 = 給与収入 - 給与所得控除55万円		所得金額 = 給与収入 - 給与所得控除65万円	
扶養控除 (特定扶養親族: 年齢が19歳以上23歳未満)	48万円以下	63万円	48万円以下	63万円
【新設】 特定親族特別控除 (年齢が19歳以上23歳未満)		0円	48万円超～58万円以下	63万円
			58万円超～ 85万円以下	63万円
			85万円超～90万円以下	61万円
			90万円超～95万円以下	51万円
			95万円超～100万円以下	41万円
			100万円超～105万円以下	31万円
			105万円超～110万円以下	21万円
			110万円超～115万円以下	11万円
			115万円超～120万円以下	6万円
			120万円超～123万円以下	3万円

子の給与収入**150万円まで**
親は63万円の控除可
(給与収入150万 - 給与所得控除65万 = 85万)

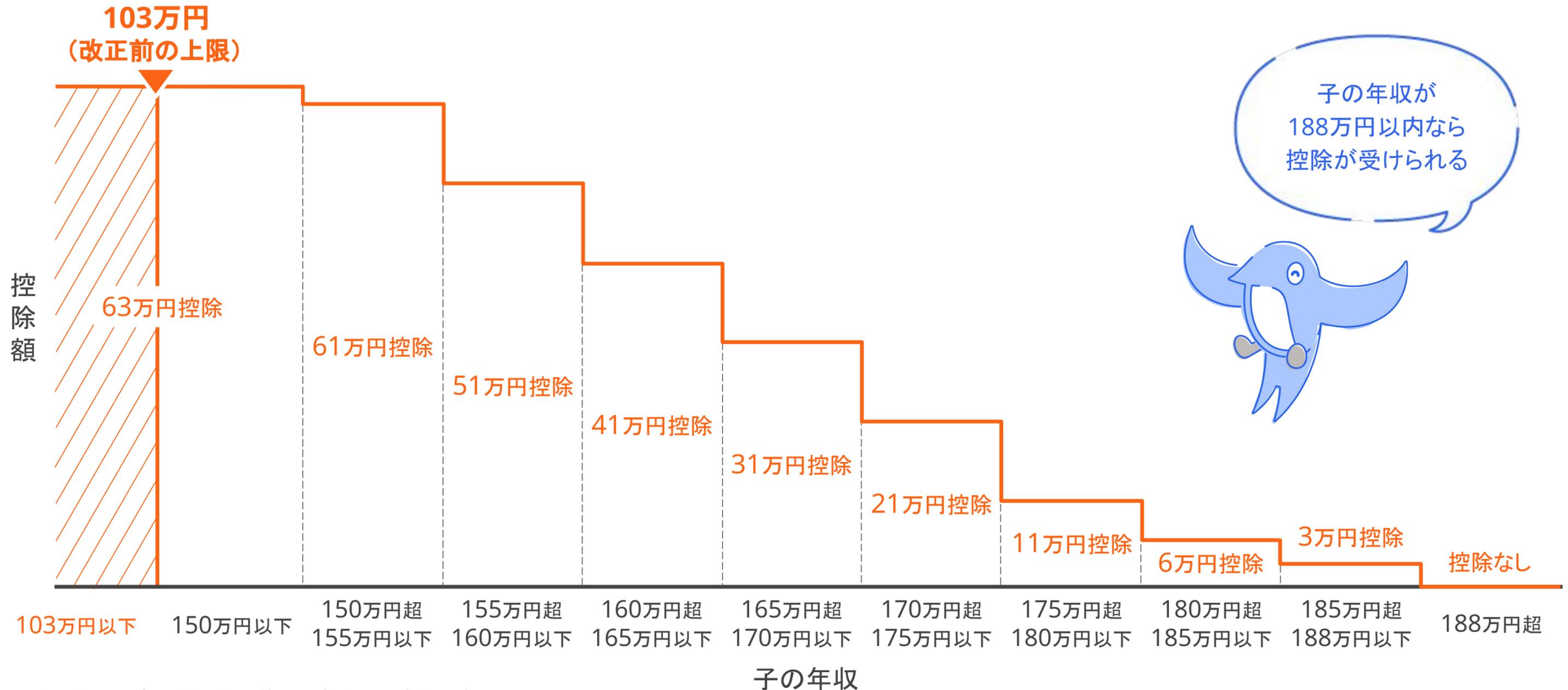
子の給与収入**150万円を超え**
ると**控除額は徐々に減少**
最大子の給与収入188万円ま
で親は控除可

注)適用条件は、大学生かどうかではなく、子の2月31日時点の年齢で判定されます。

※ 出典:2025年3月31日成立 所得税法等の一部を改正する法律

子の給与収入と控除の関係

これまでは、子の年収が103万円を超えると、親は扶養控除(63万円)を受けられませんでした。
 今回の改正により、**年収150万円までは満額の控除が適用**され、
150万円超～188万円以下の範囲では、控除額が段階的に減少する仕組みが導入されました。



※ 出典:2025年3月31日成立 所得税法等の一部を改正する法律

特定親族特別控除の創設

住民税においても、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)の給与収入が増えても控除を受けられる新制度が創設されました。子の年収が160万円以下であれば、親は45万円の控除を満額受けられ、188万円まで段階的に控除額が減少します。



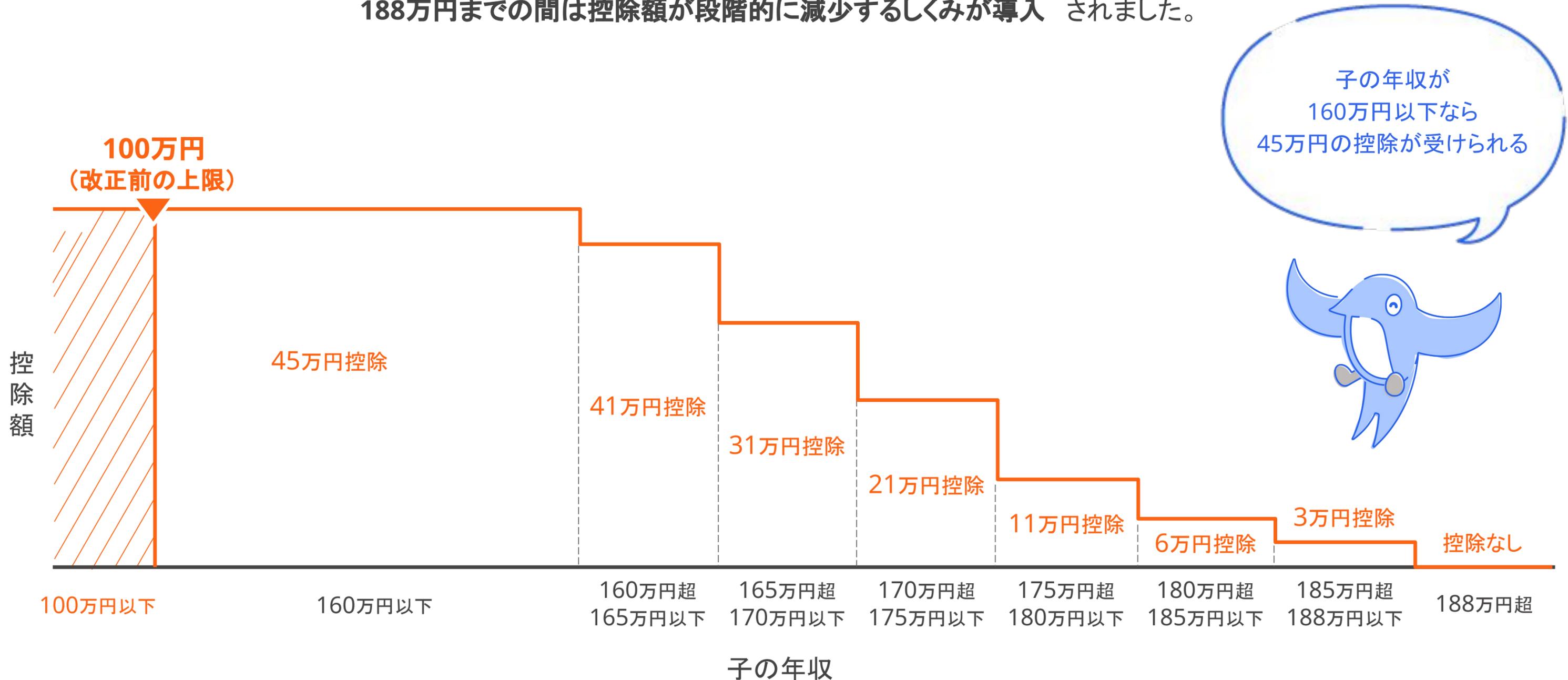
	改正前		改正後	
	所得金額 = 給与収入 - 給与所得控除55万円		所得金額 = 給与収入 - 給与所得控除65万円	
	親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
扶養控除 (特定扶養親族: 年齢が19歳以上23歳未満)	48万円以下	45万円	48万円以下	45万円
	【新設】 特定親族特別控除 (年齢が19歳以上23歳未満)	0円	48万円超 ~ 58万円以下	45万円
58万円超 ~ 95万円以下			45万円	
95万円超 ~ 100万円以下			41万円	
100万円超 ~ 105万円以下			31万円	
105万円超 ~ 110万円以下			21万円	
110万円超 ~ 115万円以下			11万円	
115万円超 ~ 120万円以下			6万円	
120万円超 ~ 123万円以下			3万円	

子の給与収入160万円まで親は45万円の控除可
(給与収入160万 - 給与所得控除65万 = 95万)

子の給与収入160万円を超えると控除額は徐々に減少
 最大子の給与収入188万円まで親は控除可

子の給与収入と控除の関係

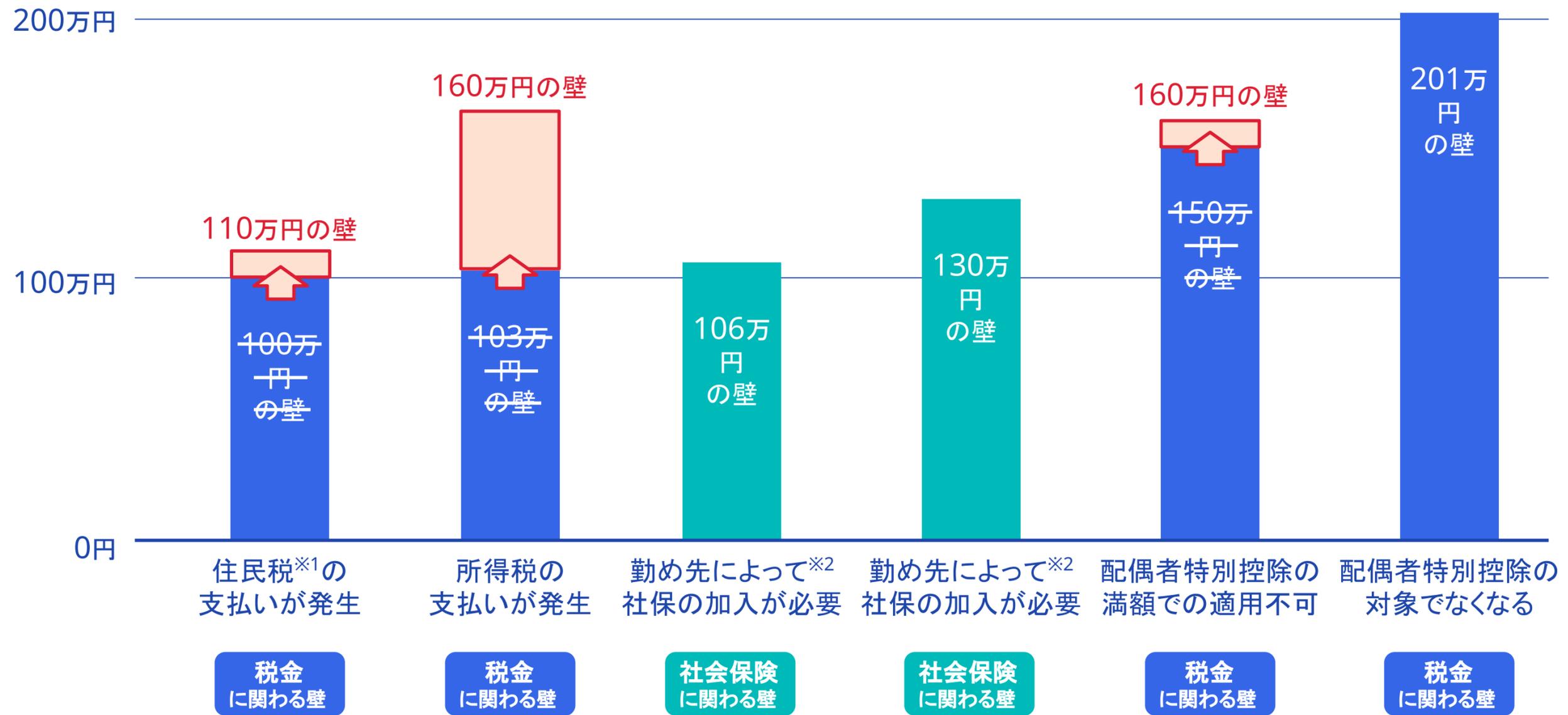
これまで、子の年収が103万円を超えると住民税の扶養控除(45万円)は受けられませんでした。今回の改正により、**年収160万円までは満額控除が適用**され、**188万円までの間は控除額が段階的に減少するしくみが導入**されました。





税制改正に伴う壁の変更 まとめ

令和7年度の税制改正では、「住民税100万円の壁」が110万円に、「所得税103万の壁」が160万円に引き上がりました。「社会保険106万・130万の壁」は残る形となり、社会保険加入による手取り減少の影響は残り続けることとなりました。



※ 参考:厚生労働省「年収の壁について知ろう」

※1 自治体によってはこの金額基準が少し異なります。

※2 勤め先の規模が従業員51人以上、月額賃金8.8万円(年収計算で約106万円)、週の労働時間が20時間以上の場合、健康保険・厚生年金保険への加入義務が発生いたします。

130万の壁を超えて働いた場合の試算例

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- 健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用
- 厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- 介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用
- 子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(東京支部) (単位: 円)

等級	月額	報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.91%		11.50%		18.300%※	
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額		
1	58,000	円以上	円未満	5,747.8	2,873.9	6,670.0	3,335.0		
2	68,000	63,000	73,000	6,738.8	3,369.4	7,820.0	3,910.0		
3	78,000	73,000	83,000	7,729.8	3,864.9	8,970.0	4,485.0		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,720.8	4,360.4	10,120.0	5,060.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,711.8	4,855.9	11,270.0	5,635.0	17,934.00	8,967.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,901.0	5,450.5	12,650.0	6,325.0	20,130.00	10,065.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,486.6	6,243.3	14,490.0	7,245.0	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,279.4	6,639.7	15,410.0	7,705.0	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,072.2	7,036.1	16,330.0	8,165.0	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,865.0	7,432.5	17,250.0	8,625.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,856.0	7,928.0	18,400.0	9,200.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,847.0	8,423.5	19,550.0	9,775.0	31,110.00	15,555.00
15(12)									470.00
16(13)									385.00
17(14)									300.00
18(15)									130.00
19(16)									960.00
20(17)									790.00
21(18)									620.00
22(19)									450.00
23(20)									280.00
24(21)									110.00
25(22)									940.00
26(23)									770.00
27(24)									515.00
28(25)									260.00
29(26)									005.00
30(27)									750.00
31(28)									46,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	55,496.0	27,748.0	64,400.0	32,200.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	58,469.0	29,234.5	67,850.0	33,925.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	61,442.0	30,721.0	71,300.0	35,650.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	64,415.0	32,207.5	74,750.0	37,375.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	67,388.0	33,694.0	78,200.0	39,100.0		
37	710,000	695,000	730,000	70,361.0	35,180.5	81,650.0	40,825.0		
38	750,000	730,000	770,000	74,325.0	37,162.5	86,250.0	43,125.0		
39	790,000	770,000	810,000	78,289.0	39,144.5	90,850.0	45,425.0		
40	830,000	810,000	855,000	82,253.0	41,126.5	95,450.0	47,725.0		
41	880,000	855,000	905,000	87,208.0	43,604.0	101,200.0	50,600.0		
42	930,000	905,000	955,000	92,163.0	46,081.5	106,950.0	53,475.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	97,118.0	48,559.0	112,700.0	56,350.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	102,073.0	51,036.5	118,450.0	59,225.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	108,019.0	54,009.5	125,350.0	62,675.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	113,965.0	56,982.5	132,250.0	66,125.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	119,911.0	59,955.5	139,150.0	69,575.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	125,857.0	62,928.5	146,050.0	73,025.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	131,803.0	65,901.5	152,950.0	76,475.0		
50	1,390,000	1,355,000		137,749.0	68,874.5	159,850.0	79,925.0		

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.91%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

試算例

従業員50名以下の企業勤務の40代のパートが **年収130万円の壁を超える** ことで夫の扶養から外れ新たに社会保険適用拡大の対象となった場合※

従業員数
50名以下の事業者

40代主婦のパートで
年収130万1円

年間196,680円
会社負担増



年間196,680円
手取り減

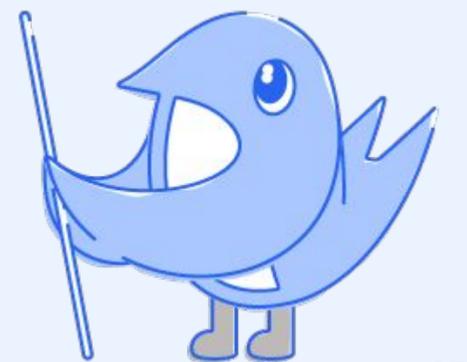


社会保険料の総負担額は
労使合算で年間 **393,360 円**

※ただし、社会保険料控除の増額により、年末調整での還付や住民税負担の減少、また、厚生年金に新たに加入することにより、将来の年金受給額の増額などのメリットもある

※ 週の所定労働時間が20時間以上として、協会けんぽ令和7年3月分からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表(東京都)をもとに試算しています。なお、雇用保険や各種税金等は考慮していません

改正の適用スケジュール



所得税

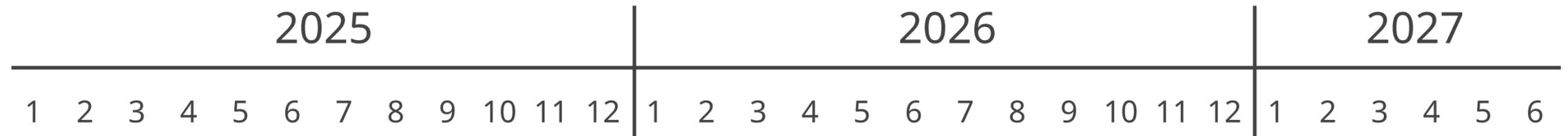
税制改正の適用スケジュール

2025年の年末調整から適用

2025年の年末に、年間の所得をもとに税金を確定する作業(年末調整)からの適用となります。

その年の所得に応じて課税

2025年の所得税は年末調整や確定申告で精算されます



所得

所得を確定する作業が必要

所得の確定方法

会社員・パート・アルバイトの方は勤務先を通して年末調整で、自営業の方などは確定申告で所得を確定します。

会社員



年末調整で確定 (12月に実施)

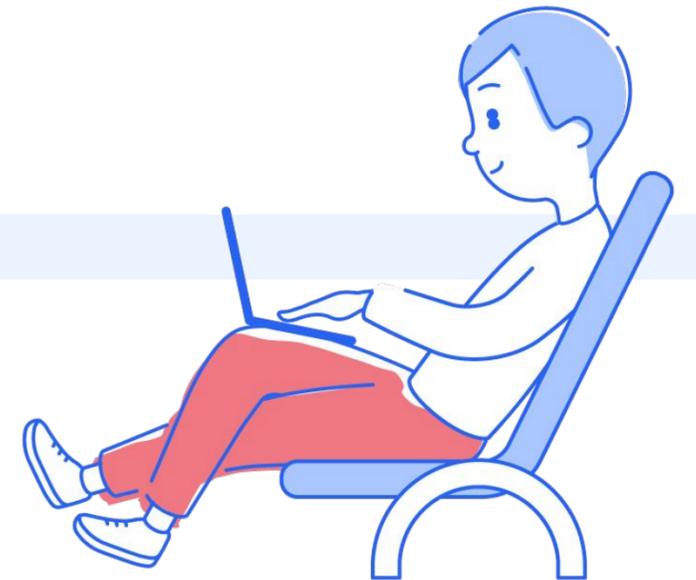
※ 1年間の給与総額が2,000万円を超える人、または災害減免法の規定によりその年の給与に対する所得税および復興特別所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人は対象外となります。

パート
アルバイト

個人事業主



確定申告で確定 (翌年2月16日～3月15日に実施)



住民税

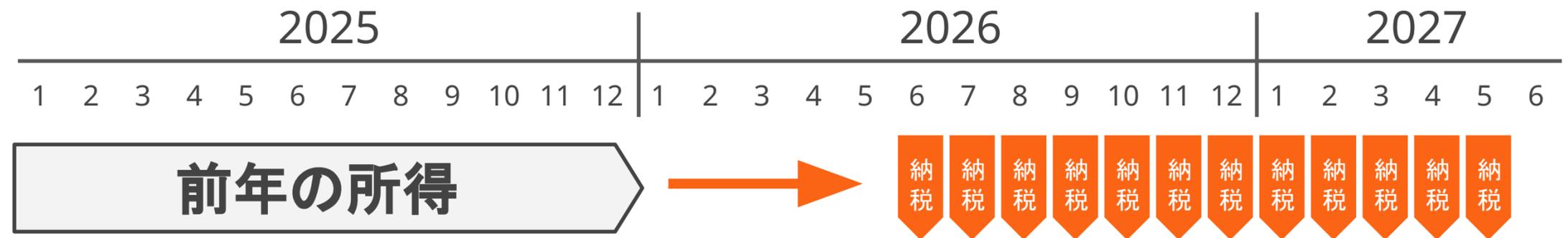
税制改正の適用スケジュール

2026年の6月から適用

住民税は前年の所得から税額を計算して後払いを行います。
住民税決定通知書の内容をもとに、2026年6月の給与に反映するところから、適用が開始されます。

後払い

前年の所得から税額を算出し、
6月から翌年の5月まで
12分割で納付します。



決定通知書は 5月に届く

到着後、6月の給与から
住民税の天引きが始まります。
金額は前年の所得をもとに
通知書で案内されます。

計算対象

住民税算出の基となる
昨年1月～12月の
収入額や所得控除額

計算

住民税 = 所得割額 + 均等割額
課税所得 × 税率10%※ - 調整控除
※税率10%内訳: 市区町村住民税分6%、都道府県住民税分4%

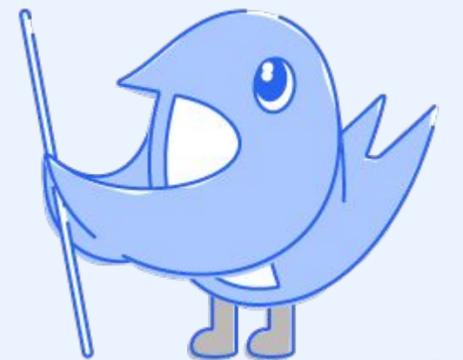
計算結果

6月から翌年5月まで
毎月納める税金



納付額を給与計算
ソフト等に入力し、
毎月の給与からの
天引きを実施
(特別徴収)

会社員の所得を確定する作業
年末調整とは



毎月の給与計算

所得税の計算は「ざっくり」行い納付

年末調整

「ざっくり」納付の「帳尻合わせ」を行う

毎月の給与から所得税が概算で天引きされ、会社がまとめて税務署へ納めています。この天引きを「源泉徴収」と呼び、税額は法律に基づきおおまかに決まっています。

1年分の収入と控除をもとに、天引きされた所得税と実際の納税額との差額を精算します。払いすぎていれば返金され、足りなければ追加で徴収されます。

12月	給料	所得税
11月	給料	所得税
10月	給料	所得税
9月	給料	所得税
8月	給料	所得税
7月	給料	所得税
6月	給料	所得税
5月	給料	所得税
4月	給料	所得税
3月	給料	所得税
2月	給料	所得税
1月	給料	所得税



OR

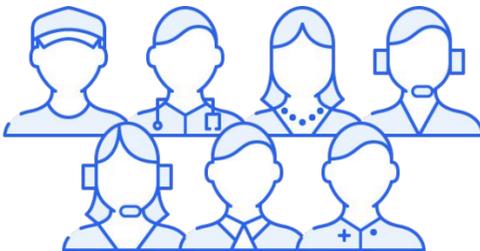


所得税を会社が給料から天引きし税務署へ納付

所得税を控除(天引き)することを「源泉徴収」と呼び、この源泉徴収の金額は法律上毎月「ざっくり」行われています。

超過分を各社員へ返金

企業は従業員に代わって税務署に税金を納付
その際、従業員に還付した分を差し引く



不足分を税務署へ納付

不足分を各社員から徴収



年末調整一連の流れ



年末調整は、従業員からの申告をもとに税額を再計算し、過不足を精算する一連の業務です。
各工程において担当者・従業員が協力しながら、正確な税務処理を行います。

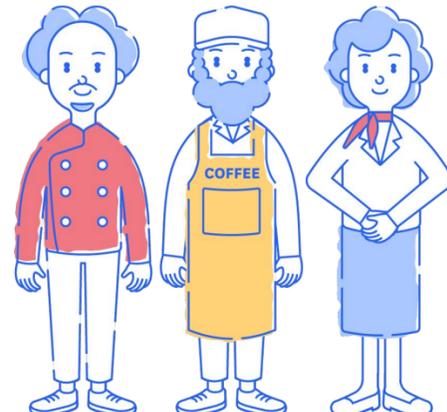


労務担当者



- 申告書の用意
- 年末調整の開始と必要事項を従業員へ連絡

従業員



- 情報の確認と提出書類の準備
- 扶養家族の情報
 - 前職の源泉徴収票
 - 保険料控除
 - 住宅ローン
 - マイナンバー

労務担当者



- 提出書類の不備・モレ確認
- 従業員毎の給与・控除の内容を確認
- 従業員毎の年税額を計算
- 配偶者や扶養親族の見込み年収の変更に伴うかけこみ再計算の実施

労務担当者



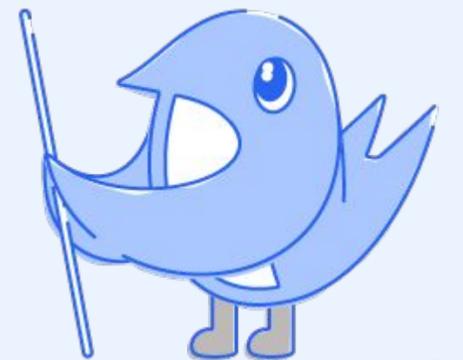
- 法定調書合計表を作成
- 市区町村に提出する書類を印刷し郵送
- 税務署に提出する書類を印刷し郵送(一部法人では電子申告義務)
- 従業員向けに源泉徴収票を印刷し配布

労務担当者



- 年末調整の結果を給与情報に反映
- 社労士等の専門家へ情報連携
- 給与計算システム使用時はシステムの設定変更を実施

2025年の年末調整
今年の改正で
特に大変になるポイント

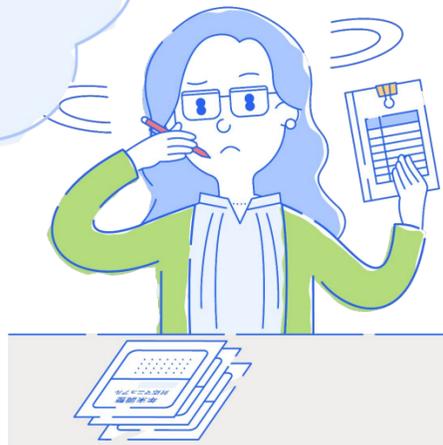


複雑な制度を正しく周知・問い合わせ対応

法改正内容をわかりやすく伝えるには、丁寧な説明資料と周知が不可欠です。
従業員の理解不足による提出遅延や不備が頻発することで、個別フォローや進捗管理の負担も増大します。

マニュアル作成

複雑な法改正を
わかりやすく解説
できるか不安



全体周知・依頼

ちゃんと理解して
対応してくれるか不安

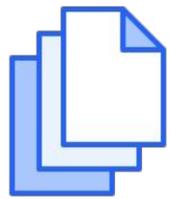


個別フォロー・催促

未対応や不備のある
従業員を個別フォロー
する手間がかかる



複雑な法改正を正しく周知するための準備、難解な問い合わせへの対応



回収した書類を確認し、還付追徴額を計算



企業の労務担当者は、回収した情報をもとに還付追徴の計算を行います。
2025年は制度改正で計算が複雑化し、例年よりも計算にかかる時間・心労が増大することが予想されます。

国税庁の資料を参考に計算

年末調整計算シート(令和6年用)

年末調整計算シート(Excel)

出典: 国税庁「年末調整計算シート」

令和6年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税総所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超 3,300,000円*	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円超 6,950,000円*	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円超 9,000,000円*	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円超 18,000,000円*	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円
18,000,000円超 18,050,000円*	40%	2,796,000円	(A)×40%-2,796,000円

年末調整のための算出所得税額の速算表

出典: 国税庁「令和6年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」

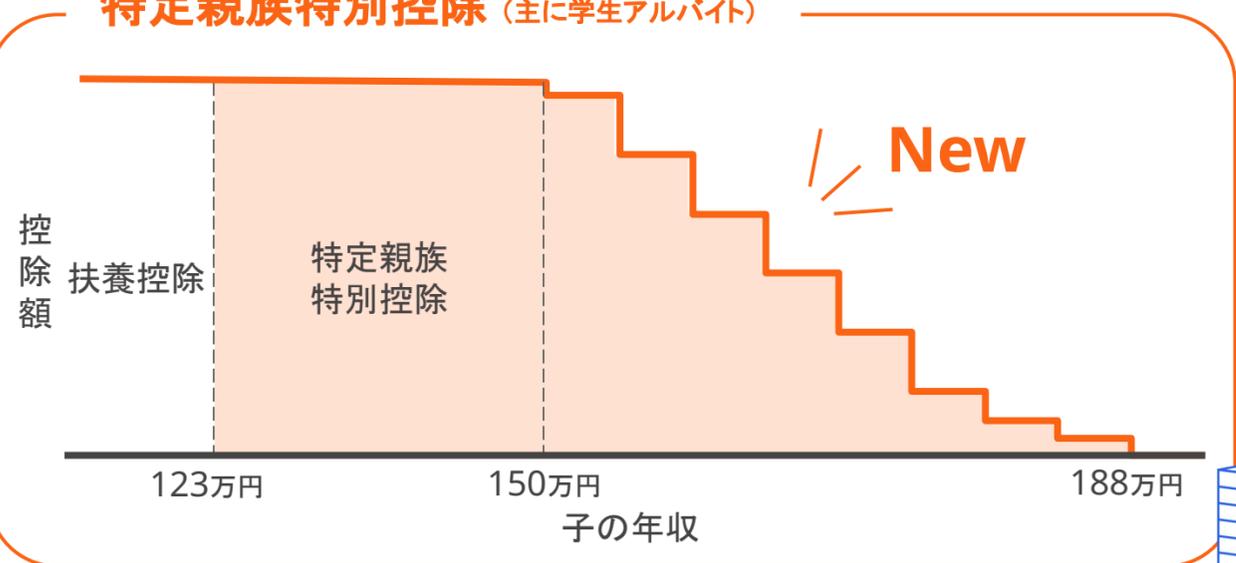


計算式の複雑化で、例年よりも計算・確認にかかるコストが増大

見込みズレによる駆け込み訂正作業が多発

従業員は、年末調整の11月時点で12月分の所得の見込み額を、会社に申告します。
 今年は大学生世代の子が年末ギリギリまで働くことで、所得の見込みが上振れる ケースが多発することが予想され、労務担当者は再度還付追徴額を計算し直す必要があります。

特定親族特別控除 (主に学生アルバイト)



11月に12月分を含めた
 家族の年収見込みの報告を受け計算するため
実績と見込みのズレが発生



年末ギリギリまで働いて
 給与収入が**103万→150万**までUP



正しい子の所得を**労務担当に再申告**
 (世帯主の控除額が数万円単位で変動するため)



還付追徴額の計算をやり直す 必要がある



年末調整の締切直前で計算のやり直しが多発する可能性



freeeは、令和7年度 税制改正に

完全対応 予定



所得税

103万の壁



住民税

100万の壁



学生アルバイトへの
対処 (特定親族特別控除)

年末調整の対応には、free人事労務がおすすめ

年末調整にかかる工数が80%減！ ペーパーレスの感動体験

01 従業員にも労務担当者にも使いやすい

従業員はスマホやPCからアンケート形式で回答するだけ。情報回収がペーパーレスで完結します。
入力のミスが減るから、労務担当の確認作業もラクに。



02 ワンクリック自動計算

還付追徴の計算がワンクリックで完了します。
2025年の複雑な税額計算にも対応しているため、
締切ギリギリの駆け込み訂正があっても安心です。



03 税務署・市区町村に電子申告

行政に提出する書類も自動で作成。
提出先の市区町村は自動で振り分けされ、
free上から簡単に電子申告が可能です。



free人事労務とは？

「はじめやすく、使いやすい」クラウド人事労務ソフトです。
人事・労務業務のデジタル化や業務効率化を実現します。



[サービスのお問い合わせはこちら](#)

[「ペーパーレス年末調整ガイド」
無料ダウンロードはこちら](#)

無料ダウンロードの
QRコードはこちら



社保手続きは、free人事労務がおすすめ

✓ セルフでの社保手続きもラクに

年収の壁引き上げにより、社保に加入する従業員が増えることが予想されます。

free人事労務では社保加入手続や毎月の給与からの天引き額の計算も簡単に行うことができるため、労務の負担を減らしつつ改正に対応することができます。

✓ free認定アドバイザーのご紹介

税については税理士・社保については社労士と、専門家からアドバイスもらえる体制をつくっておくと安心です。

freeでは、ユーザー様のサポートを行える士業の方々が「free認定アドバイザー」として企業様をご支援しており、企業様にマッチした税理士・社労士をご紹介することが可能です。





スモールビジネスを、世界の主役に。